

道路占用料などの 料金を 改正します

近年の地価の下落に伴い道路法施行令が平成23年4月に改正されました。これを受け、多久市道路占用料・多久市準用河川占用料および産物採取料・法定外公共物管理条例を見直し、占用料および産物採取料の料金を改正します。

なお、占用料金等については、平成25年4月1日から新料金となります。

■問い合わせ

建設課 道路河川係

☎75-4826

市交際費の支出状況

▶平成24年度1月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔 慰	今月分	1	5,000
	累 計	30	95,220
見舞い	今月分	0	0
	累 計	2	20,000
御 祝	今月分	1	10,000
	累 計	30	164,315
賛 助	今月分	1	2,800
	累 計	6	29,775
激励金	今月分	0	0
	累 計	0	0
接 遇	今月分	1	560
	累 計	52	127,494
会 費	今月分	14	35,000
	累 計	31	122,500
その他	今月分	0	0
	累 計	2	6,510
合 計	今月分	18	53,360
	累 計	153	565,814

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

国民年金についての お知らせ

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

佐賀年金事務所 ☎31-4191

■国民年金保険料 学生納付特例申請のご案内

国民年金では、学生本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請し承認されれば、承認期間中の保険料が後払いできます。
(ただし、年度ごとの申請が必要になります)

○平成25年2月までに学生納付特例の承認を受けた方

前回の申請で、あらかじめ届け出た在学予定期間が終了していない方には、日本年金機構より申請書(ハガキ形式)が届きます。必要事項を記入し、返送していただければ平成25年度の学生納付特例の申請が済んだことになります。

○はじめて学生納付特例を申請する方

学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑(認印)を持参のうえ、市役所または佐賀年金事務所手続きをしてください。

※学生の方が来庁できない場合は、家族の代理申請もできます。審査結果は日本年金機構佐賀年金事務所より届きます。(審査に2か月程かかります)

※平成24年度(平成24年4月分～平成25年3月分)の国民年金保険料学生納付特例申請の期限は4月30日(火)までです。

国民年金保険料後納制度申し込みをされた方へ

国民年金後納保険料納付書の『使用期限』にご注意ください!

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、後納制度を利用して納付することが可能となりました。

○『使用期限』に注意してください

後納制度の申し込みをされた方には、後納保険料の納付書を送付していますが、お手元の納付書の使用期限は平成25年3月31日になっています。お支払いが済んでいない方は、早めに納付をお願いします。

○『使用期限』が過ぎてしまった場合は?

『使用期限』を過ぎた納付書は使えなくなります。しかし、後納保険料は、過去10年以内の国民年金保険料であれば再度申し込みし、新しい納付書を使用して納めることができます。国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

○『国民年金保険料専用ダイヤル』



ナビダイヤル®

0570-011-050

(受付時間) 月～金曜日 8時30分～17時15分 ただし月曜日は19時まで延長
第2土曜日 9時30分～16時(祝日・年末年始は利用できません)